

令和8年2月26日

## 供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、株式会社クレックス（法人番号9040001001927）、アイエスジー株式会社（法人番号7040001016506）、株式会社エネアーク関東（法人番号9010001098743）、株式会社エネクル（法人番号9030001147300）、株式会社エネライフ（法人番号3011801021222）、株式会社ガスワン南関東（法人番号3011801044339）、株式会社ガスワン北関東（法人番号4060001037172）、京葉ガスリキッド株式会社（法人番号3040001017202）、東部液化石油株式会社（法人番号1010001051800）、日本瓦斯株式会社（法人番号9010001061924）、房州瓦斯株式会社（法人番号3040001073922）による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

公 印 省 略  
20260218 関東第32号  
令和8年2月26日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について (回答)

令和8年2月12日付け20260126 関東第21号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。